

## 広域的地域活性化計画の事後評価報告シート(1)

都道府県： 京都府

計画の名称： 南丹地域広域的な地域活性化基盤整備計画

### 1) 事業の実施状況

計画の整備方針	事業区分	事業名	事業実施状況	事業未実施の理由
○交通網の整備改善 ・京都縦貫自動車道インターチェンジからのアクセス道路、観光地間を結ぶ道路整備を実施することにより、観光地間の連携を強化する。	基幹事業	府道亀岡園部線(南丹市八木町野条～室橋)	○	
		府道亀岡園部線(南丹市八木町西田)	○	
		国道173号(京丹波町三ノ宮)	○	
	関連事業	府道亀岡園部線(南丹市八木町)	○	
		市道八木馬路線(南丹市八木町)	○	
○観光地としての魅力向上 ・観光拠点での施設整備により集客力を強化する	提案事業	丹波自然運動公園	○	

○:計画期間中に完成 △:計画期間終了後に完成 ー:事業を中止

### 2) 目標の達成状況

計画目標	事業効果の確認方法	指標名	従前値	目標値	評価値
平成24年度の京都第二外環状道路、平成26年度の丹波綾部道路の開通により京都縦貫自動車道の全線が開通し、南丹地域へのアクセスが飛躍的に向上する。これを契機としてインターチェンジからの利便性を高め、南丹地域の観光地相互の連携強化を図ることにより観光地としての魅力向上、観光活性化を図る。	計画で定めた目標指標	南丹地域の観光入り込み客数	4,056,193人(H19)	4,350,000人(H25)	5,999,111人(H25)
	目標指標以外の成果指標	平均旅行速度(国道173号センサス)	45.9km/h(H17)		62.4km/h(H22)
その他の定性的な成果					

## 広域的地域活性化計画の事後評価報告シート(2)

### 3) 目標達成・未達成への事業の効果の影響分析

事業効果の確認方法	計画で定めた目標指標	目標指針以外の成果指標	その他の定性的な成果
	南丹地域の観光入り込み客数	地区内旅行速度	
事業効果の発現状況	府道亀岡園部線の改築事業を実施したことにより南丹市園部町と亀岡市間の利便性が向上した結果、亀岡市・南丹市の観光入り込み客数が増加し、目標を達成できた。	国道173号の整備が完了し、旅行速度が向上した。	
外部要因の影響	亀岡市により嵐山地域との連携を強化した結果、保津川下りの観光入り込み客数が好調であったことから目標を達成できた。		
目標達成・未達成の要因 (問題点の把握)	京都第二外環道路の開通に伴い、名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながったことにより、南丹地域の観光地が注目されたことなどもあり目標を達成することができた。	道路整備区間の旅行速度が向上しており、整備効果が見受けられる。	
目標の達成・未達成区分	S		
全体計画の総合評価	京都第二外環道路の開通に伴い、名神高速道路と京都縦貫自動車道がつながった効果を、本計画の事業を実施することで南丹地域の隅々まで波及させることができ、目標を達成することができた。		

S : 計画推進による効果が確認され、評価値も目標値を上回った

A : 計画推進による効果が確認されたが、評価値が目標値に達していない

B : 計画推進による効果が確認できなかったが、評価値が目標値を上回った

C : 計画推進による効果が確認できず、評価値も目標値には達していない

### 4) 事後評価の手続き

実施体制・実施時期	・社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき実施(平成28年)
結果の公表方法	・京都府ホームページにて公表を行うこととする URL: <a href="http://www.pref.kyoto.jp/kanri/1312242158582.html">http://www.pref.kyoto.jp/kanri/1312242158582.html</a>

## 広域的地域活性化計画の事後評価報告シート(3)

### 5) 今後の活性化方策の検討

#### ① 未達成目標の改善方策

計画で定めた目標指標	目標の達成状況	改善方策

#### ② 今後の広域的地域活性化方策

京都縦貫自動車道が平成27年に全線開通する予定であることから、これを機にさらに南丹地域での各種イベントを実施することで、観光活性化を図り観光入込客数のさらなる増加を目指す。

### 6) フォローアップ

計画目標	フォローアップが必要な目標指標	フォローアップ時期	備考

## 参考資料:事後評価におけるチェック項目

### I. 事業評価の内容

①事業の実施状況	チェック欄
事業(基幹、提案、関連)の実施状況が明らかにされている。	■
拠点施設及び重点地区における拠点施設整備事業については、基幹事業の一体性が確認されている。	■
当初見込んだ事業効果の発現状況が明らかにされている。	■
拠点施設の整備を伴う計画の場合(法第2条第3項第1号)、当該事業が実施された。	■
他の事業との連携等による、相乗効果・波及効果について記載されている。	■
<b>②目標の達成状況の整理</b>	
広域的特定活動の状況を踏まえた目標の達成状況が記載されている。	■
指標・数値目標により、目標の達成状況が表現されている。	■
計画で定めた目標指標以外の成果指標について、指標・数値目標がわかりやすいものとなっている。	■
評価のわかりやすさや中立性を損なわない範囲で、指標・数値目標以外の方法によっても、目標の達成状況に関する評価がなされている。	□
事後評価の時点で目標指標の計測が困難な場合、フォローアップの実施時期が明確にされている。	■
目標の達成状況に影響を与える主な外的要因が把握・整理されている。	■
<b>③目標の達成・未達成要因の分析、評価</b>	
拠点施設が広域的特定活動の拠点としての機能を果たしている。	■
事業内容と指標・数値目標との整合性が確保されている。	■
地域資源の活用やハード・ソフトの連携等が図られている。	■
拠点施設での広域的特定活動が計画どおり実施されている。	■
民間事業者等の多様な主体との連携が図られた。	■
外的要因の影響を踏まえた評価となっている。	■
<b>③目標の達成・未達成要因の分析、評価</b>	
評価内容を踏まえた今後の改善策や更なる取り組みの方針が明確となっている。	■
今後の改善策や更なる取り組みの状況を明らかにするフォローアップの計画が示されている。	■

### II. 事後評価の手続き

第三者(学識者等)による評価委員会で検討されるなど、適切な体制で評価が実施されている。	□
交付金等の制度の効果的・効率的な活用を広く国民に明らかにし、また、分かりやすい方法で確認することができるよう、適切に公表がされている。	■

### III. その他

事後評価の内容と整合の図られた広域的地域活性化基盤整備計画が添付されているか。	■
---	---